

# 滞納整理<財産調査・公売>コース 追加実施のご案内

令和2年度夏期「滞納整理セミナー」にご参加いただきました皆様、ありがとうございました。

「滞納整理セミナー」には、当初多くの皆様からお申込みをいただきましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からご参加いただけなかった方も多数いらっしゃいました。そのため、当初、申込の多かった、財産調査コース、公売コースにおいて、11月に再度セミナーを実施することにいたしました。セミナーの内容等は、夏期に実施したものと同様です。なお、公売コースにつきましては下記の内容をご覧ください。

夏期に参加できなかった皆様、また新たに参加をご希望される皆様のお申込みをお待ちしております。

なお、新型コロナウイルスの感染の状況、申込者数の状況等により、やむを得ず開催を中止せざるを得ない場合もございますが、その際は、少なくとも開催日の7日前にはご連絡を申し上げます。ご理解のほどよろしく願いいたします。

## ◇財産調査コース 《コースNo.9》

★ 開催時期 . . . 令和2年11月11日(水)～13日(金) <2.5日間>

★ 募集人員 . . . 50名

★ 内 容 . . . 滞納者の各種財産調査及び搜索技法能力の向上

例) 講義(調査実務の留意点、搜索手続等)、演習(各種財産の発見等)

初 日 : 13時～17時

2 日目 : 9時～17時

最終日 : 9時～16時

## ◇公売コース(応用)《コースNo.10》

★ 開催時期 . . . 令和2年11月4日(水)～6日(金) <2.5日間>

★ 募集人員 . . . 50名

★ 内 容 . . . 公売コース(応用)

公売実務経験1年以上ある方、もしくは、  
東京税務セミナー公売(基礎)または(上級)  
コースに参加されたことがある方

1 ポイントの解説

(1) 公売公告前の公売対象財産の調査ポイント

(2) 国税徴収法第95条(公売公告)、96条(公売通知)、99条(見積価額公告)の手続上の留意点

(3) 国税徴収法第124条(担保権の消滅)、125条(換価に伴い消滅する権利) 127条(法定地上権等の設定)に係る取扱いの留意点

(4) 行政不服審査法と公売手続上の処分との関連及び具体的対応

(5) 特定参加差押不動産の換価執行の活用及びその留意点

2 事例検討と解説

(1) 各団体の公売執行事例に関する質問等を整理し、その対応に係る留意点を解説

① 国税徴収法第139条(相続等があった場合の滞納処分の効力)第1項に規定する滞納処分の続行事例

② 老朽化した建物の評価の事例

③ 居住用不動産の公売に関する執行と訴訟事例など

(2) 国税徴収法第107条(再公売)に係る再公売時の見積価額変更の取扱事例(情報交換・解説)

(3) 差押不動産の滞納整理上の課題と滞納整理方策(ケーススタディ方式で解説)

① 納税義務承継事案

② 連帯納税義務ある固定資産税事案

③ 差押期間が長期化している事案

④ 滞納処分の執行停止との関係

初 日 : 13時～17時

2 日目 : 9時～17時

最終日 : 9時～16時

- ◎ 会 場 . . . 東京都主税局研修所 【東京都中野区中野4-6-15(中野都税事務所内)】
- ◎ 講 師 . . . 公益財団法人 東京税務協会 専門講師
- ◎ 参 加 費 . . . 各コースとも 27,000円 (テキスト代・消費税を含む)
- ◎ 募集期間 . . . **令和2年9月8日(火)～令和2年9月30日(水) ※厳守**

## 【申込みについて】

当協会のホームページ(下記 URL)のセミナー募集案内にあります「申込フォーム」をダウンロードし、下記メールアドレスに添付してお申込みください。

URL : <https://www.zeikyo.or.jp/> (「研修」からお入りください)

問  
い  
合  
わ  
せ

公益財団法人 東京税務協会 教務課 【担当】鶴岡・栗田  
〒164-0001 東京都中野区中野4-6-15  
TEL 03-3228-7996  
FAX 03-3228-7878 Email [zei-seminar@zeikyo.or.jp](mailto:zei-seminar@zeikyo.or.jp)

